

過誤（取下げ）・再請求の取扱いについて

- 1 提出締切日 毎月 20 日（土・日・祝祭日の場合はその前営業日）
- 2 提出方法 持参、郵便または FAX
- 3 取下げ対象 既に審査が終了し、保険者（高齢者支援課）への請求額、事業所への支払額が確定している介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費

※被保険者番号が H で始まる利用者のものについては、福祉事務所（生活福祉課）への手続きとなります。

- 4 再請求時期 市に提出した月の翌月に、再請求分の給付費明細書を国保連へ提出してください。（市からの申し立ては毎月提出締切日の翌日に行います。）
同月過誤を希望の場合は、過誤決定通知書を確認する前に再請求することが可能です。

※ 保険者（市）が国保連へ過誤申し立てをした翌月に、事業者から再請求がない場合には、従来の通常過誤と同様に給付実績の取下げのみが行われます。（このとき、事業者が再請求を希望する場合には、申し立ての翌々月に再請求をしてください。）

※ 過誤決定通知書は保険者（市）が国保連へ過誤申し立てをした翌々月初旬に「返戻一覧表等」とあわせて国保連より送付されます。

- 5 時効 過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年が適用されます。
請求誤り等で増額になる場合は、上記に当てはまらず、通常の請求時効 2 年が適用されます。

- 6 その他 次の場合、下記問い合わせ先へ事前にご連絡ください。

- (1) 指導検査等により不正請求が発覚した場合の過誤申し立て
- (2) 大量の過誤申し立て
- (3) その他

【提出先及び問い合わせ先】

西東京市健康福祉部高齢者支援課介護指導給付係
〒188-8666 西東京市南町 5 - 6 - 1 3

電話 042-420-2813

FAX 042-420-2894